

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会 御中  
(事務局:気候変動対策認証センター)

平成24年1月16日

### 温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
延岡市有林間伐型 CO2 吸収プロジェクト			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	宮崎県 延岡市 (ミヤザケン ハノカシ)		
住所	宮崎県延岡市東本小路 2 番地 1		
代表者氏名	市長 首藤 正治	代表者役職	延岡市長
担当者氏名	斧 伸春	担当者 所属部署・役職	農林水産部農林畜産課 林政係主査
担当者 E-mail	nourin@city.nobeoka.miyazaki.jp	担当者電話番号	0982-22-7018
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	プロジェクト代表者と同一		
プロジェクト参加者名	延岡地区森林組合 代表理事組合長 甲斐 斗志也		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	宮崎県 延岡市 (ミヤザケン ハノカシ)		
	以下のうち当てはまる項目に☑ <input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	SGS ジャパン株式会社		
検証機関名	SGS ジャパン株式会社		



プロジェクト情報																																	
プロジェクト登録番号 (4ケタ)	0127																																
プロジェクト登録日	平成23年6月30日																																
プロジェクト概要 <sup>1</sup>	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p><b>【プロジェクトの目的・内容】</b></p> <p><b>【目的】</b> 延岡市は、平成5年に、地球にやさしい環境を次世代に引き継ぐため「地球環境保全都市」を宣言するなど、早くから地球環境保全を推奨している。特に、延岡市有林においては、計画的に下刈や間伐などの森林施業を実施し、水資源の涵養や生物多様性の保全など森林のもつ多面的機能の維持、増進に努めている。しかし、私有林も含め人工林は、材価の低迷及び林業従事者の高齢化等により、厳しい状況にある。</p> <p>このような中、森林のCO2吸収機能に経済的かつ社会的価値を与えるJ-VER制度を活用し、間伐実施によりCo2の吸収量を増大させることで得られるクレジットを収入財源として、利用可能な木材の搬出支援、のべおか産材を活用する木材の消費支援及び林業雇用創出につながる事業を展開し、山村地域の活性化を図る。</p> <p>更に、延岡市がJ-VER制度を率先して取り組むことにより、市民に対して、森林の適切な整備により得られる地球温暖化防止機能の発揮や低炭素社会の実現へ向けて啓発を行う。</p> <p><b>【内容】</b> 延岡市が森林施業計画を策定している約5,455.46haのうち、平成20年度から22年度に実施した間伐面積約505.20haを対象として、Co2吸収量を算定する。</p> <p>また、搬出可能な森林については、作業路を利用して間伐材を搬出し、用材または木質バイオマスとして利用する。</p> <p>※プロジェクトにかかる間伐対象森林は、表2のとおりである。</p> <p>表2 <span style="float:right">(単位:ha,m<sup>3</sup>)</span></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>I～II</th> <th>III～IV</th> <th>V～VI</th> <th>VII～VIII</th> <th>IX～X</th> <th>XI以上</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スギ 面積</td> <td>0.00</td> <td>5.66</td> <td>3.70</td> <td>51.00</td> <td>70.94</td> <td>14.87</td> <td>146.17</td> </tr> <tr> <td>ヒノキ 面積</td> <td>0.00</td> <td>50.26</td> <td>25.75</td> <td>224.06</td> <td>58.17</td> <td>0.79</td> <td>359.03</td> </tr> <tr> <td>計 面積</td> <td>0.00</td> <td>55.92</td> <td>29.45</td> <td>275.06</td> <td>129.11</td> <td>15.66</td> <td>505.20</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【適格性基準との整合性】</b></p> <p>条件1: 森林施業計画書(延岡市・北川町)を延岡市に提出して認定を受けた、森林法第5条に定める森林である。</p> <p>条件2: プロジェクト対象森林は、森林施業計画に基づき管理するものであり、土地転用・主伐は計画されていない。</p> <p>条件3: 延岡市により施業計画の認定を受けている。</p> <p>施業計画の認定番号 <u>延岡市 20-101</u> 平成20年4月21日～平成25年4月20日</p>		I～II	III～IV	V～VI	VII～VIII	IX～X	XI以上	計	スギ 面積	0.00	5.66	3.70	51.00	70.94	14.87	146.17	ヒノキ 面積	0.00	50.26	25.75	224.06	58.17	0.79	359.03	計 面積	0.00	55.92	29.45	275.06	129.11	15.66	505.20
	I～II	III～IV	V～VI	VII～VIII	IX～X	XI以上	計																										
スギ 面積	0.00	5.66	3.70	51.00	70.94	14.87	146.17																										
ヒノキ 面積	0.00	50.26	25.75	224.06	58.17	0.79	359.03																										
計 面積	0.00	55.92	29.45	275.06	129.11	15.66	505.20																										

<sup>1</sup> プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA/QC体制等に関する内容を3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

施業計画の認定番号 北川町 20-401(変 1-21)  
平成 20 年 4 月 21 日～平成 25 年 4 月 20 日

**【法令遵守状況】**

関連する関連法令は次のとおりである。

- ・ 森林・林業基本法
- ・ 森林法
- ・ 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法)
- ・ 鳥獣保護法

**【採用技術】**

機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考
ポケットコンパス S-32N	牛方商会	5 年	H22.3.30	面積測量機
パーテックスIV VERTEXIV	ハグロフ	5 年	H16.1.31(所有分) H23.9.1～H23.12.28(リース)	樹高測定器
はさみ尺	シンワ	5 年	H20.1.31	胸高直径測定器 mm目盛

**【モニタリング方法】**

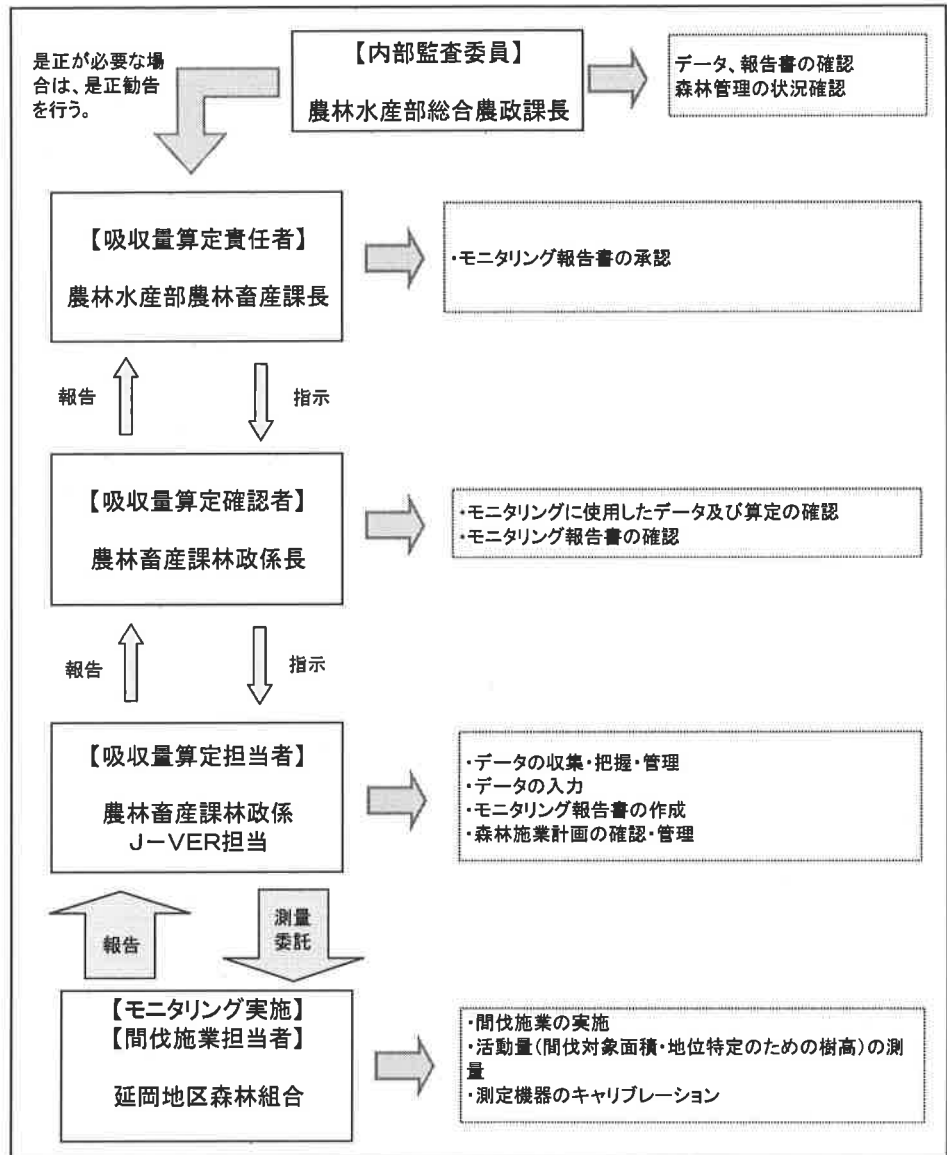
- ・ 活動量:実測(補助事業実施の際に測量を行う。なお、スギ及びヒノキが混植されている箇所は、モニタリング時に、スギ又はヒノキの測量を実施し、それぞれの面積を算出)
- ・ 拡大係数:公表資料である「京都議定書3条及び4条の下で LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」を利用
- ・ 収穫予想表:《スギ》宮崎県民有林収穫表(スギ)平成 20 年 3 月宮崎県長伐期技術指針を使用  
《ヒノキ》LYCS のシステム収穫表を使用

**【GHG 算定式の方法論への準拠性】**

R001Ver5.0(参照:妥当性確認時は Ver4.1)-森林経営活動による CO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)に関する方法論における算定式を準拠

**【モニタリング体制】**

※ モニタリング体制は次のとおり



**【QA / QC 体制】**

(1) 教育訓練

吸収量算定責任者は、農林畜産課職員や延岡地区森林組合職員に対して、J-VER 制度及びモニタリング方法等について研修会を行い、J-VER 制度を熟知させる。

また、資料等は保管し、担当者等の異動があった場合は、後任者へ十分な引継ぎを行う。

(2) 情報の保管

モニタリング算定に使用したデータやモニタリング報告書、関係する書類のデータは、電子データとして PC、外部メモリーに保存し、厳重に管理する。また、全てのデータを文書化し、延岡市文書取扱規程に基づき保管する。

なお、データの保存期間は平成 35 年 3 月 31 日までとする。

		<p>(3) データの確認                  収集量算定担当者(農林畜産課林政係 J-VER 担当)が収集したデータ、各種係数の確認等、モニタリング体制に従い、吸収量算定確認者(農林畜産課林政係長)はデータのダブルチェックを適正に実施する。</p> <p>(4) 内部監査                  内部の監査委員は、品質保証の観点から検証を実施する毎に、全ての記録の中から任意にデータを抽出し、記録、入力及び確認が行われているか、方法論やガイドラインに準拠しているか確認する。また、教育訓練の実施状況、キャリブレーション等の測量機器の管理方法、情報管理等について確認する。                  なお、問題等があった場合は、吸収量算定責任者に是正するよう勧告し、修正箇所を確認する。</p> <p>(5) 測定機器の維持・管理                  活動量を調査(間伐対象面積・地位特定のための樹高測定)する延岡地区森林組合において、取扱説明書等に従い適正にキャリブレーションを実施する。また、測定機器の点検、維持及び管理を適切に行っているか吸収量算定担当者がチェックする。</p> <p>(6) 森林管理の方法                  市有林の長期森林管理施業委託者である延岡地区森林組合が、森林施業計画に基づき適切な管理をしているか確認する。また、定期的実施している市有林管理会議において、進捗状況や管理の方法について検討を行う。                  (その他特筆すべき事項)</p>					
モニタリング結果概要 <sup>2</sup>		<p><input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。</p> <p>(その他特筆すべき事項)</p>					
適用モニタリング方法 ガイドライン		<p align="center"><u>オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン</u>                  (森林管理プロジェクトプロジェクト用) ver.1.7</p>					
適用方法論		方法論番号	JRAM001 ver.5.0				
		方法論名称	森林経営活動による CO2 吸収量増大(間伐促進型プロジェクト)				
モニタリング結果							
モニタリング期間		2008年4月1日～2011年10月31日					
<方法論R001・R002・R003のみ> モニタリング対象面積		505.20 ha					
排出削減・ 吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	1,996.2	3,351.3	4,602.7	2,733.3		12,683
認証依頼削減・吸収量		12,683 t-CO2 <sup>3</sup>					

<sup>2</sup> モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

<sup>3</sup> 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止の措置	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	宮崎県 延岡市 (ミヤザケン ノホカシ)
ダブルカウントの防止措置内容	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p><b>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</b></p> <p>■ 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p>□ 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p>    類似制度名: _____</p> <p>    □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p>    □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p>    □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p>    理由: _____</p> <p><b>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</b></p> <p>□ 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p>■ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>

**【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】**

- 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

- ホームページ

ホームページ URL: http://www.city.nobeoka.miyazaki.jp

- 出版物 (環境報告書/定期刊行物)
- その他 具体的に:

- 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

**【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】**

- 公的な報告・公表制度には参加していません。

- 以下の公的な報告・公表制度に参加しています

- 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

- 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策)の策定義務対象者(都道府県)である。

- 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

- 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: \_\_\_\_\_

- その他

具体的に: \_\_\_\_\_

- 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

- 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

- 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

-

ダブルカウント防止措置責任者（プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）			
事業者名			印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			

以 上